



平成11年 5月21日

各 位

会 社 名 株式会社 幸 楽 苑
代表者の役職名 取締役社長 新井田 傳
(登録銘柄 コード番号 7554)
問い合わせ先 取 締 役
経営企画室長 安 藤 寛 晴
T E L 0 2 4 - 9 4 3 - 3 3 5 1

「商法第 280 条ノ 19 による新株引受権の付与」決議のお知らせ

平成11年5月21日開催の当社取締役会において、「商法第280条ノ19による新株引受権の付与」を決議いたしましたので、下記のとおり お知らせいたします。

なお、この決定は、平成11年6月25日開催予定の当社第29期定時株主総会において、「商法第280条ノ19による新株引受権の付与」が承認可決されることを条件といたします。

記

「新株引受権の付与」について

(1) 付与の理由

当社取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めることを目的として、商法第280条ノ19の規定に基づき、新株引受権方式のストックオプション制度を実施するため。

(2) 付与の対象者

平成11年6月25日開催予定の当社第29期定時株主総会終結時に在任する当社取締役のうち8名及び同総会終結時に在職する当社従業員のうち36名。

(付与の対象者氏名及び新株引受権の目的たる株式数は別紙参照)

(3) 新株引受権の目的たる株式の額面、無額面の別及び種類

当社額面普通株式

(4) 新株引受権の目的たる株式の数

当社取締役のうち8名に対して合計58,000株、当社従業員のうち36名に対して合計56,000株とし、付与株式数の合計は114,000株とする。

ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合、別表に記載された各対象者に付与される新株引受権により発行される株式の数は、次の算式により調整されるものとする。なお、かかる調整は、当該時点において対象者が新株引受権を行使していない目的たる株式の数においてのみ行われるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率 (1株未満の株式は切り捨てる)

(5) 新株発行価額

権利付与日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)における日本証券業協会が公表する最終売買価格の平均値に1.03を乗じた価額とし、1円未満の端数は切り上げる。

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割、併合の比率}}$$

(6) 新株引受権行使期間

平成11年10月1日から平成14年3月31日まで

(7) 新株引受権行使の条件

- a. 対象者として新株引受権を付与された者は、新株引受権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。
- b. 新株引受権の譲渡、質入その他の処分及び相続は認めない。
- c. その他の細目については、平成11年6月25日開催予定の当社第29期定時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び従業員との間で締結する「新株発行請求権付与契約」に定めるところによる。

<別表>付与の対象者氏名及び新株引受権の目的たる株式数

1.取締役 8名(合計 58,000株)

(各10,000株)

佐藤 清 長谷川 利弘

(各9,000株)

堀井 完訓

(各7,000株)

濱津 幸男 武田 典久

(各5,000株)

氏家 直幸 安藤 寛晴 横澤 精一

平成11年6月25日開催予定の当社第29期定時株主総会において、取締役に選任されることを条件に付与するものであります。

2.従業員 36名(合計 56,000株)

(各3,000株)

渡部 正 室井 一訓 平沢 辰男 武田 光秀

奈良 雅夫

(各2,000株)

佐藤 修一 諏佐 章 佐藤 光之 鹿倉 仁史

馬場 定義 磯部 健一 熊谷 直登 柳内 豊樹

熊谷 行博 藤村 哲

(各1,000株)

水落 兼二 渡辺 次男 畠山 宏子 古川 公昭

穴戸 伸悦 須田 孝 中山 豊 笠原 史夫

千葉 正彦 三浦 誠 熊倉 清秀 佐藤 正秋

佐藤 憲一 米山 成一 伊藤 修一 安瀬 丈一

高嶋 正生 久保田 祐一 草野 哲雄 渡部 文彦

鈴木 仁

以上